

平成28年度 第21回庁議要旨

日時：平成29年2月6日（月）
午前9時～午前10時30分
会場：庁議室

[審議事項]

1 国民健康保険税等の口座振替納付済通知書の廃止について（財務部）

市では、振替納付された国保税等の領収確認書として、毎年1月1日から12月31日までに振替した内容を一覧にした口座振替納付済通知書を、納税義務者へ毎年12月中旬に送付している。

市税に係る口座振替納付済通知書については、事務処理上、廃止しても支障が無いことから、平成28年納付分より廃止した。

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の取扱いについても検討を行ったところ、国保税等の年間納付額は社会保険料控除の対象となるが、年末調整時期は納付済通知書の発行前に納付者が各々で計算を行っているため、年末調整では利用されていない。

また、確定申告でも、対象となる保険税等の金額は、市県民税申告であれば「申告支援システム」で納付額のデータ連携ができており、納付した書類は不要となっている。

確定申告においても預貯金通帳への記帳等で納付額は確認可能であり、納付の証明は特に必要無いことから、平成28年納付分をもって廃止とするもの。

(1) 主な内容

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料に係る口座振替納付済通知書についても、平成29年納付分から市税と同様に廃止する。ただし、請求があった場合は個別に発行対応する。

なお、軽自動車税については、車検で必要なため、引落とし確認後に軽自動車税納税証明書を引き続き送付する（平成28年度実績6,817通）。

(2) 今後の予定

平成29年3月末 石巻市市税等口座振替実施要綱の一部改正

平成29年4月中旬 周知（平成29年度納税通知に口座振替納付済通知廃止の説明文同封）

平成29年4月15日 口座振替納付済通知の廃止を市報に掲載・周知

2 石巻市地域福祉計画（第3期）（案）の策定について（福祉部）

少子化、高齢化、核家族化の進展等により家族による支え合いが弱まり、近所付き合いや地域での支え合いの意識が低下し、公的なサービスのみでは対応できない問題が増加傾向にあったことから、第1期石巻市地域福祉計画を平成19年度から23年度まで、第2期計画を平成24年度から28年度までをそれぞれ計画実施期間として策定している。

東日本大震災後、再生期から発展期へと進む中、地域コミュニティの構築・再生を実現し、コミュニティの中で住民主体の地域福祉活動を推進することが求められている。

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図るため、人と人とのつながりを基本に、地域福祉を推進するための理念と様々な施策を一体的に定める地域福祉計画を策定するもの。

(1) 主な内容

① 計画策定の趣旨

近年では生活形態の変化が進み、家族や地域社会による“支え合い”の関係が失われ、地域住民が抱えるさまざまな“困りごと”に対し、適切な支援へとつながりにくい社会へと変容しつつある。そのため、地域コミュニティの構築・再生を実現し、コミュニティの中で住民主体の地域福祉活動の活発化を実現する仕組みづくりが重要になる。このような状況を踏まえ、まちづくりの担い手である市及び国、県、そして市民、NPO、それぞれが主体的な行動をとり、ともに協働の仕組みを構築し、地域社会全体に共鳴するまちづくりの実現を目指すため、地域が抱える課題の早期解決に向けた取組を効果的に展開するための総合的・横断的な施策を示すもの。

② 計画の基本理念

「いつも自分らしく生きるために、みんなで支え合う地域づくり」

③ 計画の基本目標

基本目標 1 とともに協力し支え合う地域づくり

基本目標 2 地域福祉を担う人づくり

基本目標 3 地域福祉サービスの基盤づくり

基本目標 4 新たな地域コミュニティでの健康づくり

④ 計画期間

平成29年度～平成33年度（5年間）

(2) 今後の予定

平成29年2月15日 パブリックコメント募集実施

～3月6日

平成29年3月中旬 第6回石巻市地域福祉委員会

平成29年3月下旬 石巻市地域福祉計画（第3期）策定

3 石巻市第3次障害者計画（案）の策定について（福祉部）

障害者計画は、障害者基本法の規定に基づき、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるもので、法律により策定することが義務付けられている。

障害者計画は、平成19年度から平成23年度までの第1次計画、平成24年度から平成28年度までの第2次計画を策定し、本市の障害者施策を推進してきたが、障害者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえて、本市における障害者施策が目指す姿と具体的な取組を明確にする必要がある。

すべての市民が障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現していくため、その道筋を表すことを目的に、石巻市第3次障害者計画を策定するもの。

(1) 主な内容

① 計画策定の趣旨

本計画は、障害者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、本市における障害者施策が目指す姿と具体的な取組を明確にし、全ての市民が障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現していくため、その道筋をあらわすものです。

② 計画の基本理念

「共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ」

③ 基本目標

基本目標 1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます

基本目標 2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します

基本目標 3 意欲のある人が自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します

基本目標 4 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりを推進します

基本目標 5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます

基本目標 6 共に安心して暮らせるまちづくりを推進します

④ 計画期間

平成 29 年度～平成 32 年度（4 年間）

(2) 今後の予定

平成 29 年 2 月 15 日 パブリックコメント募集実施
～平成 29 年 3 月 6 日

平成 29 年 3 月中旬 第 5 回石巻市障害福祉推進委員会

平成 29 年 3 月下旬 石巻市第 3 次障害者計画策定

4 石巻市新公立病院改革プラン（案）の策定について（病院局事務部）

人口減少や少子高齢化の急速な進展及び医療需要の変化に対応するため、総務省は平成 27 年に「新公立病院改革ガイドライン」を策定し、地方公共団体に対し平成 28 年度中の「新公立病院改革プラン」策定を要請している。

石巻市立病院及び石巻市立牡鹿病院（以下「市立 2 病院」という。）が持続可能な経営を確保し、市民の健康と生命を守る地域医療の拠点として継続的かつ安定的に良質の医療を提供するため、石巻病院事業の中期的な計画を取りまとめた「石巻市新公立病院改革プラン」を策定するもの。

(1) 主な内容

【計画の構成】

第 1 章 計画の策定にあたって

第 2 章 病院を取り巻く状況

第 3 章 果たすべき役割

第 4 章 経営の効率化

第 5 章 再編・ネットワーク化

第 6 章 経営形態等の見直し

第 7 章 改革プランの点検・評価・公表

【計画期間】

平成29年度～平成32年度（4年間）

(2) 今後の予定

平成29年2月 パブリックコメント実施

3月 石巻市病院運営審議会説明、新公立病院改革プラン策定、ホームページ掲載

[報告事項]

1 ゆうちょ銀行及び郵便局窓口での納付書納付の取扱い開始について（財務部）

市税等の納付は市役所や金融機関のほか、平成27年4月からはコンビニ納付の取扱いを開始し、また、平成28年度より口座振替では再振替を開始するなど、利便性の向上に努めてきたが、コンビニが出店していない沿岸地域の納付環境改善が必要となっている。

納付環境改善策として、現納付書様式でゆうちょ銀行承認の手続きを行い、沿岸地域、特に離島における納付環境の改善を図るもの。

(1) 主な内容

東北6県のゆうちょ銀行及び郵便局窓口における市税等納付書での納付取扱いを開始する。なお、東北6県以外の郵便局での納付を希望する場合は、現行の払込取扱票を郵送する

郵便局は、株式会社ゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む郵便局に限る（市内の郵便局は全て納付が可能）。

① 運用開始時期 平成29年4月から

② 納付できる市税などの種類

- (1) 市・県民税 (2) 軽自動車税 (3) 固定資産税・都市計画税 (4) 法人市民税、
(5) 国民健康保険税 (6) 介護保険料 (7) 後期高齢者医療保険料 (8) 保育所保育料、
(9) 下水道事業受益者負担金・分担金 (10) 農業集落排水事業分担金、
(11) 浄化槽事業分担金 (12) 奨学金償還金

(注) (1)、(5)、(6)、(7)は普通徴収（市から送付する納付書で納める方法）のみ

(2) 今後の予定

平成29年2月～3月 収納代理金融機関の変更契約書締結（指定金融機関とゆうちょ銀行）

4月中旬 平成29年度納税通知書より新様式で発送

4月15日 ゆうちょ銀行及び郵便局での窓口納付取扱い開始を市報に掲載・周知

2 復興公営住宅入居に係る事前登録申請の受付終了について（復興事業部）

東日本大震災による被災された方々の住まいの再建手法のひとつである復興公営住宅の入居を進める上で、事前登録制度により円滑な住宅再建を推進しているが、応急仮設住宅入居者の特定延長対象者や復興公営住宅入居希望者の把握及び復興公営住宅の整備を推進するため、整備戸数の確定が必要となっている。

応急仮設住宅入居者の特定延長対象者や復興公営住宅入居希望者の把握を行うとともに、復興公営住宅の整備戸数を確定するため、事前登録の受付を終了する。

(1) 主な内容

① 事前登録申請受付期限 平成29年3月24日（金）

② 対象者

別添「石巻市復興公営住宅への入居を希望される皆様へ」のとおり

③ 周知方法

ア 全体周知（市報2月15日号・市ホームページに掲載するほか、新聞等への掲載依頼）

イ 個別周知（応急仮設住宅入居者に入居確認書を郵送）

ウ 社会福祉協議会等への協力依頼（生活支援員等の協力による応急仮設住宅の訪問）

④ 受付方法

ア 窓口受付（本庁舎受付窓口）

イ 郵送受付

(2) 今後の予定

平成29年2月 6日 最終入居確認書発送

2月17日 最終入居確認書提出期限

3月24日 事前登録申請受付終了

6月30日 応急仮設住宅特定延長等手続締切予定

3 障害を理由とする差別の解消に関する石巻市職員等の対応要領の策定について（福祉部）

平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、行政機関等に対し、不当な差別的取扱いの禁止及び社会的障壁の除去の実施について、その負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を義務付けている。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）においても同様の規定がなされ、事業主の義務となっている。

さらに、障害者差別解消法の規定により、国の基本方針に即して地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な職員対応要領を定めるよう努めることとされた。

障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮義務の規定による職員対応について、障害者差別解消法の規定に基づき職員対応要領を定めることにより、より適切な職員対応を行うもの。

(1) 主な内容

【概要】

① 不当な差別的取扱いの禁止

・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を規定

障害を理由として障害者でない者と異なる不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

・ 禁止事項

ア 財やサービス、各種機会、情報の提供をしないこと。情報の提供場所、提供時間等を制限すること。

イ 障害者でないものに付さない条件を付けること。

ウ 付き添い者の同行を求め若しくは拒んだりすること。

エ 障害者の面前で、介護者や付添い者のみに話しかけたり、介護者や付添い者のみから話

- を聴いたりすること。
- オ 対応の順番を後回しにすること。
- カ 上記のほか、不当な差別的取扱いをすること。

② 合理的配慮の提供

- ・社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことを規定

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

- ・配慮事項

ア 物理的環境への配慮 イ 意思疎通のための配慮 ウ ルール、慣行の柔軟な変更
エ 上記のほか、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮

③ 相談体制の整備

- ・事務事業の所管課、障害福祉課、人事課が行うべき対応を規定
- ・相談事項

ア 障害者差別解消法関連の相談 イ 障害者雇用促進法関連の相談

(2) 今後の予定

- 平成29年3月 職員向け研修会開催、障害を理由とする差別の解消に関する石巻市職員等の対応要領の制定（平成29年4月1日施行）
- 4月 庁内説明会開催、職員対応要領の公表

4 石巻市教育振興基本計画（案）について（教育委員会）

教育基本法第17条第2項の規定により、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興に係る施策の基本的な計画を定めることが求められている。

これまで、本市の教育施策については、「石巻市教育ビジョン」、「石巻市生涯学習基本構想」、「石巻市スポーツ振興基本計画」、「石巻市文化芸術振興基本方針」の教育関係基本4計画を教育基本法に基づく教育振興基本計画と位置付け、様々な施策を展開してきた。

しかしながら、4計画は、平成18年度から平成20年度に策定したものであり、近年の社会情勢の変化により新たに生じている教育課題に対応していく必要がある。

これまでの4計画に基づく取組の成果と課題を検証しながら、新たな教育課題に対応し、本市が目指す教育施策の方向性を示すため、教育振興基本計画を策定するもの。

(1) 主な内容

① 計画策定の趣旨

グローバル化の進展や少子高齢化などの社会情勢の変化の他、東日本大震災の発生など子どもたちや市民の教育を取り巻く環境の変化に対応していくため、今後5年間の教育施策の新たな指針として、本計画を策定するもの。

② 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画として策定し、石巻市総合計画基本計画の部門別計画として位置付けする。

※これまでは教育関係基本4計画を教育振興基本計画として位置付けてきたが、新たに計画を定めるもの。

③ 計画期間

平成29年度～平成33年度（5年間）

④ 計画の基本理念

学びが育む未来の担い手 心豊かなまち いしのまき

⑤ 計画の目標

施策目標1 社会を生き抜く力の養成

施策目標2 安全に安心して学ぶための環境づくり

施策目標3 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

施策目標4 豊かな地域社会を育む学習・スポーツ・文化の推進

(2) 今後の予定

平成29年 2月 パブリックコメント実施

～3月

3月 教育振興基本計画の決定

10月 教育振興基本計画実施計画の策定

[その他]

特になし

以上